

1 4月5日、中央感染症指揮センターより、定例の記者会見において、在宅隔離及び在宅検疫の対象者は、14日間の在宅隔離・在宅検疫後、さらに7日間の自主健康管理を行うこととなった旨発表がありました。

衛生福利部疾病管制署によりますと、在宅隔離・在宅検疫の13日目ないし14日目に、対象者に対し引き続き7日間の自主健康管理を行うようショートメッセージが届くようになっていたとのことでした。

また、本件については、以下の衛生福利部 HP の管理措置一覧において記載されています。

<4月7日付け衛生福利部疾病管制署 HP（管理措置一覧）>

<https://www.cdc.gov.tw/Uploads/Files/82482c92-c7fb-4234-9c91-2b62dc7c5fe4.jpg>

2 つきましては、台湾在住・滞在及び台湾に渡航予定の邦人の皆様におかれては、上記台湾当局による措置について十分にご注意頂くとともに、台湾においても感染例が増加している状況を踏まえ、防疫措置をしっかりと執られるようお願いいたします。

3 中央感染症指揮センターは、手洗い・咳エチケットの励行、目・鼻・口を手で触らないこと、海外から帰台する際に発熱、咳等の症状がある場合、空港・港の検疫担当者に通知することを呼びかけるとともに、帰台後14日以内に疑わしい症状が現れた場合は、無料の伝染病予防ホットライン 1922 または 0800-001922（中国語・英語）に電話し、その指示に従って、マスク着用の上、医療機関を受診し、渡航歴、職業、接触歴等を医師に告知するよう促しています。

4 なお、衛生福利部はホームページ上で、台湾における伝染病指定隔離医院リストを掲載していますのでご参照下さい。

<衛生福利部疾病管制署「伝染病指定隔離医院リスト」（中国語）>

<https://www.cdc.gov.tw/Category/MPage/Hd19E5pIZIe6ma8HcfAHDw>

5 当協会と致しましては、台湾に在住・滞在されている邦人の皆様の状況を迅速に把握したいと考えており、邦人通報用専用電話を設置しております。つきましては、台湾において、万が一、ご家族・お知り合い等の邦人の方が新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染の疑いで医療機関にて検査・隔離されているとの情報がありましたら、下記専用電話にご連絡下さい。

<感染・感染疑いに関わる邦人通報用専用電話>

（市外局番 02）2713-6680

台湾域外からは（地域番号 886）2-2713-6680

なお、上記専用電話は緊急の通報ダイヤルであることから、新型コロナウイルスに関する一

般的なご質問，ご相談等については，従来通り，下記の代表電話番号にご連絡願います。

<一般的なご質問，ご相談等に関わる連絡先>

○日本台湾交流協会台北事務所

電話（代表）：（市外局番 02）2713-8000

台湾域外からは（地域番号 886）-2-2713-8000

FAX：（市外局番 02）2713-0975

台湾域外からは（地域番号 886）2-2713-0975

ホームページ：<https://www.koryu.or.jp/>

○日本台湾交流協会高雄事務所

住所：高雄市苓雅区和平一路 87 号 南和和平大樓 9，10 F

電話（代表）：（市外局番 07）771-4008

台湾域外からは（地域番号 886）7-771-4008

FAX：（市外局番 07）771-2734

台湾域外からは（地域番号 886）7-771-2734

ホームページ：<https://www.koryu.or.jp/>

邦人の皆様におかれては，衛生福利部の HP (<https://www.cdc.gov.tw>) 等を参照し，最新情報を収集する等，引き続き感染予防に努めて下さい。